

占領期の「放送委員会」 関係資料

～松岡勲子氏（脚本家）が残した文書から～

メディア研究部 村上聖一

はじめに

太平洋戦争終結後、メディアの民主化の過程で、占領当局（GHQ/SCAP）の指示のもと、1946年1月、「放送委員会¹⁾」と呼ばれる組織が発足した。放送委員会は、NHK²⁾の会長候補を選出したり、その運営について助言したりするために設けられたもので、委員には、科学技術や農業、実業など9つの分野から有識者17人が選ばれた³⁾。事務局はNHKの放送会館内に置かれ、運営経費はNHKが負担した。一方で、法令の根拠を持たない曖昧な性格の組織だったこともあり、その活動内容にはなお不明な点が残されている⁴⁾。

今回の「放送史料 探訪」では、このほど確認された放送委員会に関する資料をもとに、そこから浮かび上がる活動内容をみていく。放送委員会をめぐるのは、1946年3月、NHKの会長候補として経済学者の高野岩三郎を選出したことなど、発足当初の動きについてしばしば



「放送委員会」関係資料

言及されるが、それ以降の活動内容について触れられることは少ない。このため、そうした点を中心に、今回の資料から何が確認できるかについてみていくことにしたい。

資料の概要

今回、確認された資料は、放送委員会の委員を務めた脚本家の松岡勲子氏⁵⁾（1919～2010年）が保管していたもので、松岡氏の没後、古書店で流通していたものをNHK放送文化研究所が2022年に入手した。放送委員会に関連した文書は、議事録や番組に関する検討文書など全24点となっている（表）。

放送委員会は1946年1月の発足後、1949年5月に解散するまで3年余りにわたって活動を続

表 今回確認された「放送委員会」関係資料

	文書名	作成年月
① 議事録・議事要旨	第八回放送委員会主要議事	1946年8月
	第十回放送委員会主要議事	1946年10月
	第十一回放送委員会総会主要議事	1946年12月
	放送委員会第十二回総会議事録	1947年1月
	第十二回総会議事録附録	1947年1月
	放送委員会第十三回総会議事録	1947年2月
	第十五回放送委員会総会議事録抄	1947年5月
	放送委員会第十六回総会議事録	1947年6月
	放送委員会第十八回総会議事録	1947年10月
	放送委員会第十九回総会議事録	1947年12月
	放送委員住所録	1947年7月
② 番組の検討	世論放送研究会議事録抄	1947年3月
	「放送討論会」及び「街頭録音」の検討	1947年5月
	世論放送研究資料 放送討論会 世論放送研究会資料 街頭録音	
③ 委員会やNHKの組織の検討	放送委員会法要綱	
	放送委員会法（抄）	
	放送委員会の成立（規約草案）	
	各放送法案の特徴比較	
	放送基本原則	
	日本放送協会の理事及び評議員選出に関する放送委員会の意見	1946年後半
	放送委員会と今回の放送ストライキ	1946年10月
	編成局機構改革案とその運営方針に就て	1947年4月
独占禁止法と日本放送協会について	1947年7月	

（空欄は作成時期が不明なもの）

けた。今回確認された資料は、1946年後半から1947年にかけての文書で、①放送委員会の議事録や議事要旨、②放送番組について検討した文書、③放送委員会やNHKの組織面に関連した文書、の3つに分類できる。松岡氏が放送委員会の委員に就任したのは1947年の年末以降であることから、資料は、委員就任の前に受け取った文書がまとめて残されていたものと思われる。

議事録からうかがえる活動状況

資料のうち、放送委員会の各回の議事録は、第8回(1946年8月)から第19回(1947年12月)にかけてのものが残されていた(一部欠けている回がある)。資料からは、1946年後半、番組を規律する放送基本原則についての議論が盛んになされていたことがわかる。

第8回(1946年8月)の会合では、放送に対する政治的な意図を持った統制を排除するため、放送委員会として「放送基本原則」を定める必要性について議論されている。また、第10回(1946年10月)の会合では、放送基本原則が確実に実施されるようGHQに要望したことや、放送ストライキ(1946年10月)に関連し

て、協会、労働組合、GHQそれぞれに意見書を提出したことが記されている。こうした活動の概要は、すでに明らかにされている点も多いが、資料からは、いつどのような議論が行われたかを具体的に確認することができる。

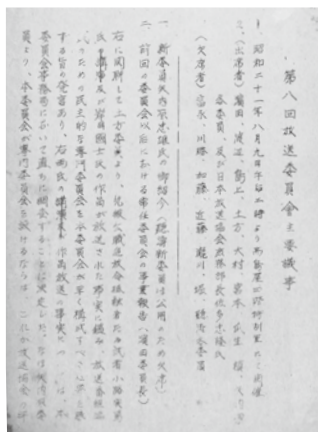
さらに、議事録からは、1946年末以降、専門委員会を設けて、NHKに対する番組指導を強めようとしていたことがわかる。第12回(1947年1月)の議事録には、宗教放送に関する専門委員会をNHK内の諮問機関として設置し、月1回程度会合を開くことや、その準備会が起草した「宗教放送実施大綱」を実行に移す予定になったことが記録されている。

このほか、議事録からは、放送委員会が、自らの活動を根拠づけるために、占領当局の権威を利用しようとしていたこともわかる。第15回(1947年5月)の議事録には、出席したGHQのラジオ担当課長の発言として、「本委員会が不安定な情勢の下で、放送の民主化の為に公平無私に努力している事を認める」との見解が記録されている。議事録は、NHKや通信省の幹部、労働組合の委員長などにも配付されたことから、GHQの見解は多方面に伝わったと考えられる。

議事録からは、放送委員会が放送基本原則の検討や、番組に関する専門調査会の設立など多様な活動を行うとともに、自らの存立基盤が不安定な中で、その強化に向けた取り組みに余念がなかったことがうかがえる。

番組に対する見解

前述の宗教放送に関する専門委員会の設置にみられるように、放送委員会の活動は、放送制度やNHKの経営に関わるものに限らず、番組内容に対する具体的な助言にも及んだ。そう



第八回放送委員会主要議事(1946年8月9日)

した活動の一環として、1947年1月には、「世論放送研究会」という組織が設けられたことが資料には記述されている。

世論放送研究会は、1946年に始まったNHKのラジオ番組『放送討論会』と『街頭録音』の内容について検討するために設けられたもので、6回にわたって開催され、1947年5月に中間報告がとりまとめられた(表に記した「放送討論会」及び「街頭録音」の検討)。2つの番組はいずれもGHQの指導・監督のもと、人々の声を放送に取り入れるために始まったもので、社会の関心も高かったことから、重点的に検討を行ったものとみられる。

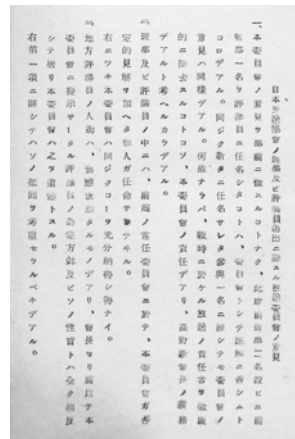
中間報告は、このうち、『放送討論会』について、「講師の人選の範囲がせまく、且つしばしば妥当ならざる場合が見受けられる。(中略)講師には有名人だけでなく、もっと広く、大衆の世論を真に代表し得る無名の新人を発見して起用すべきである」と指摘している。そして、その原因について、「協会の『討論会』担当者が余りに小人数であることから来ている」と述べ、NHKに対し改善を求めている。

また、『街頭録音』に関しては、「ただあるがままの低い水準の世論をそのままマイクに乗せることにあるばかりでなく、大衆の世論を世界の民主主義の水準にまで向上させることに努めるべきである」などと指摘している。一方で、「アナウンサーの司会は、大衆から極く素直な意見が出た場合、しばしばこれを阻止することがある。これは『街頭録音』の欠点で、これが行われすぎると、放送協会の党派性を憶測されるおそれがある」といった見解も示されている。放送委員会が、注目を集めた番組に対して、活発に意見を述べていた様子が文書には残されている。

放送委員会とNHKの関係

しかし、NHKの運営に放送委員会の提言が十分に生かされていたかどうかは疑問である。資料からは、NHKが放送委員会の意見を考慮せずに業務を進めていた点について改善を求めていたことがわかる。

例えば、「日本放送協会の理事及び評議員選出に関する放送委員会の意見」(1946年後半作成)には、「本委員会の意見を事前に徴することなく、此度全理事二名並びに前監事一名を評議員に任命したことは、委員会として諒解に苦しむところである」との記述がある。事前に意見を聞かずに人事を決めたことに対する放送委員会の苦情の申し立てである。



日本放送協会の理事及び評議員選出に関する
放送委員会の意見

そうした関係は、この意見のほかにもNHKの組織のあり方に関する議論で見られる。「編成局機構改革案とその運営方針に就て」(1947年4月)と題する文書には、NHKの組織上のさまざまな問題点が記され、「現在の放送協会の仕事のやり方についての最大欠陥を一言で云うと、それが戦前戦時を通じての古い慣習通りに全く官僚の制度に従っていると云う点にある」などと指摘されている。そのうえで、機構改革案

として、編成局内の各部課をすべて解散し、代わりに20～30人のプロデューサーを任命して、それぞれの責任のもと、放送の実施にあたるべきと提言した。

しかし、これに対して、NHK側からは、「理想案として結構であるが、協会の現状においては、人的関係其他で今直ちにこの実現は困難である」との回答があったことが、先の文書に先立つ第13回(1947年2月)の議事録に記されている。放送委員会の機構改革案は採用されずに受け流されたことになる。

さらに、第16回(1947年6月)の議事録には、前年から検討がなされている放送基本原則草案について、NHK内部の事情によって審議室の人事が決まらず、審議が遅れていることが記されている。放送基本原則の制定は放送委員会が重要視していた問題だったが、議論が始まって1年近くたっても実施には至らなかった。放送委員会の権限が不明確だったこともあり、実行に移されなかった提言が多々あったことが資料からはわかる。

おわりに

放送委員会の活動をめぐっては、発足直後のNHK会長候補の選出や、1946年10月の放送ストライキでの仲介について、しばしば言及されてきたが、それ以降の動きについて触れられることは少なかった。今回の資料には、1946年後半以降の活動、例えば、専門委員会を設けて番組に対する見解を示していたことや、NHKの組織のあり方に対して提言を行っていたことが記述されており、発足直後に限らず、放送委員会が多様な活動を行っていたことを浮かび上がらせるものとなっている。また、放送委員会が不安定な基盤にある中で、その提言

が十分に実行に移されなかったという点も、今回の資料からわかる点である。

もっとも、今回、確認された資料は、松岡氏が放送委員会の委員として活動する以前の文書であり、1948年以降の活動がわかる資料は残されていない。このため、1948年から、放送委員会が解散する1949年5月までの活動には依然不明な点が多く残されており、この時期の活動の解明は残された課題である。

占領期、放送の民主化に向けて設立された放送委員会をめぐっては、存立基盤が安定しない中、十分な成果を生み出せなかったとの評価がある一方、戦後の放送の民主化にあたって一定の役割を果たしたとの見方もある。放送委員会の活動を検証し、その意義について考察することは引き続きの研究課題として残されており、今回の資料はそうした研究の一助になると考えられる。(むらかみ せいいち)

※引用では、旧字体を新字体に改め、漢字カタカナ交じり文のカタカナはひらがなに改めたほか、句読点を補ったところがある。

注：

- 1) 発足当初の名称は顧問委員会だったが、発足直後に放送委員会に名称を変更した。
- 2) 協会サインとしてNHKが用いられるのは1946年3月以降のことだが、以下、日本放送協会の呼称はNHKで統一する。
- 3) 委員には、GHQの示唆のもと、瀧川幸辰(京大法学部長)、宮本百合子(作家)、岩波茂雄(岩波書店店主)ら著名人が就任した。
- 4) 放送委員会に関しては、NHK編(2001)『20世紀放送史』に概要が記されているほか、向後英紀(1986)「放送委員会の成立とその機能」『放送研究と調査』第36巻第12号、内川芳美(1989)『マス・メディア法政策史研究』有斐閣、前川佐重郎(2003)「放送史への証言／占領下、「放送委員会」が果たした役割」『放送研究と調査』第53巻第10号などの研究がある。
- 5) 「励」の字は、資料では旧字の「勵」が用いられているが、本稿では「励」で統一する。